

(オ) 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t / 日 × 2基	57.5 t / 日 × 2基

・破碎施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t / 日 (缶、ビン、ペットボトル、 ペットボトルキャップ)	17t/日 (プラスチック製容器包装)

(カ) 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕風町地先
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	—
埋 立 面 積	17,000㎡	2,030,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	31,000,000㎡
残 余 量	89,900㎡	—

処 理 主 体	(一財) 宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	(一財) 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6-2
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
埋 立 面 積	78,479㎡
埋 立 容 積	972,571㎡
残 余 量	—

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分	処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口		市内全域	184,046
2 水洗化・生活排水処理人口			167,812
(1) コミュニティ・プラント			
(2) 合併処理浄化槽	個人等		18,889
(3) 下水道	宇治市 (公 共)	宇治川東岸-寛道等	58,442
	京都府 (流 域)	宇治川西岸-横島町・小倉町・広野町等	90,481
(4) 農業集落排水施設			
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)	個人等		13,547
4 非水洗化人口	し尿収集 城南衛生管理組合		2,678
	自家処理 個人等		9
5 計画処理区域外人口			

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項目 種類	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	備考
し尿	城南衛生管理組合 (委託)	市内全域	おおむね20日毎収集	定期収集
			随時	臨時収集
浄化槽 汚泥	許可業者	市内全域	年1~2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

種類 区分	収集運搬			中間処理			
	処理主体	量	搬入先	し尿処理			
	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	処理量	処分方法
し尿	城南衛生管理組合 (委託)	4,258 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	城南衛生管理組合 (委託) 4,258kl/年	4,258 kl/年	公共下水道 排出
						20 t/年	焼却処分 (し渣等)
浄化槽 汚泥	許可業者	12,274 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	許可業者 12,274kl/年	12,274 kl/年	公共下水道 排出
						57 t/年	焼却処分 (し渣等)

最終処分		
し尿処分		
処理主体及び施設	量	処分方法
京都府洛南浄化センター	4,258 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	20 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)
京都府洛南浄化センター	12,274 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	57 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢1
処理方式	前処理+希釈+公共下水道排水

・焼却施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーン2 1長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
処理方式	焼却処理

・最終処分場

(埋立)		
処理主体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施設名称	グリーンヒル三郷山	泉六津沖埋立処分場
所在地	久御山町佐古梶石1-3	泉六津市夕風町地先

埋立方式	サンドイッチ方式	—
埋立面積	17,000㎡	2,030,000㎡
埋立容積	200,000㎡	31,000,000㎡
残余量	89,900㎡	—

(放流)

処理主体	京都府
施設名称	洛南浄化センター
所在地	八幡市八幡焼木他
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過
面積	20.3ha
処理能力水量	222,300㎡/日
放流先	宇治川

(揭示済)

宇治市告示第36号

令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、令和4年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

縦覧場所 宇治市総務・市民協働部資産税課
 縦覧期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで
 (土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで
 縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
 ※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です(例:納税通知書、課税明細書、マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険証等)。
 ※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です(同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。)

審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

また、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査の申出をすることができます。

(揭示済)

宇治市告示第37号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示(宇治市技能功労者選考委員会要綱の一部改正)

第1条 宇治市技能功労者選考委員会要綱(昭和47年宇治市告示第88号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、産業地域振興部産業振興課」を「、産業観光部産業振興課」に改める。

(宇治市産業会館運営協議会設置規程の一部改正)

第2条 宇治市産業会館運営協議会設置規程(昭和62年宇治市告示第54号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、産業地域振興部産業振興課」を「、産業観光部産業振興課」に改める。

(宇治市市の鳥選定委員会設置規程の一部改正)

第3条 宇治市市の鳥選定委員会設置規程(平成元年宇治市告示第76号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、産業地域振興部農林茶業課」を「、産業観光部農林茶業課」に改める。

(宇治市帳票管理要綱の一部改正)

第4条 宇治市帳票管理要綱(平成10年宇治市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改める。

(宇治市文書区分等に関する要綱の一部改正)

第5条 宇治市文書区分等に関する要綱(平成10年宇治市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア(ウ)から(オ)までを次のように改める。

(ウ) 政策企画部

各課等の名称	部課コード	略号
政策戦略課	0900100	政戦
デジタル政策課	0900300	政デ
財政課	0900500	政財

(オ) 総務・市民協働部

各課等の名称	部課コード	略号
総務課	1500100	総務
管財課	1500200	総管
契約課	1500300	総契
市民協働推進課	1500400	総協
市民課	1500500	総市

市民税課	1 5 0 0 6 0 0	総 税
資産税課	1 5 0 0 7 0 0	総 資
納税課	1 5 0 0 8 0 0	総 納

(カ) 産業観光部

各課等の名称	部課コード	略号
農林茶業課	2 2 0 0 1 0 0	産 農
産業振興課	2 2 0 0 2 0 0	産 業
観光振興課	2 2 0 0 3 0 0	産 観
文化スポーツ課	2 2 0 0 4 0 0	産 文

別表の第4の部第1項第2号ア（カ）中

「

ごみ減量推進課	3 0 0 0 8 0 0	人 減
---------	---------------	-----

を

「

まち美化推進課	3 0 0 0 8 5 0	人 美
---------	---------------	-----

に改め、同

号ア（コ）中

「

雨水対策課	5 0 0 0 3 5 0	建 雨
-------	---------------	-----

を

「

治水対策課	5 0 0 0 3 6 0	建 治
-------	---------------	-----

に改め、同

号イ中「

雨水対策課	8 0 0 0 9 0 0	水 雨
-------	---------------	-----

を

「

治水対策課	8 0 0 0 9 1 0	水 治
-------	---------------	-----

に改め、同

号エ中

「

教育部教育支援センタ 一教育支援課	1 0 6 0 2 0 0	教 支 支
----------------------	---------------	-------

を

「

教育部教育支援センタ 一教育支援課	1 0 6 0 2 0 0	教 支 支
教育部教育支援センタ 一学校改革推進課	1 0 6 0 3 0 0	教 支 改

に改

める。

（宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程の一部改正）

第6条 宇治市地域社会貢献者選考委員会設置規程（平成13年宇治市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、産業地域振興部自治振興課」を「、総務・市民協働部市民協働推進課」に改める。

（宇治市市税徴収嘱託員取扱要綱の一部改正）

第7条 宇治市市税徴収嘱託員取扱要綱（平成13年宇治市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、総務部納税課」を「、総務・市民協働部納税課」に改める。

別記様式中「宇治市総務部納税課」を「宇治市総務・市民協働部納税課」に改める。

（宇治市入札監視委員会設置要綱の一部改正）

第8条 宇治市入札監視委員会設置要綱（平成14年宇治市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、総務部契約課」を「、総務・市民協働部契約課」に改める。

（宇治市犯罪被害者等支援のための相談窓口の設置等に関する要綱の一部改正）

第9条 宇治市犯罪被害者等支援のための相談窓口の設置等に関する要綱（平成22年宇治市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第38号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第39号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱
中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、令和4年3月31日」を「、令和5年3月31日」に改め、同条第1号中「開業一般型、開業支援型」を「創業（開業）型」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、令和3年8月2日から適用する。

（揭示済）

宇治市告示第40号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害児 保育認定こどもであつて、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

- (2) 重度・中度障害児 次のいずれかに該当する障害児をいう。
 - ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児
 - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に規定する1級から3級までのいずれかに該当する障害児
 - ウ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された障害児
 - エ アからウまでに掲げる障害児に準ずる者

- (3) 軽度障害児 重度・中度障害児以外の障害児をいう。
- (4) 医療的介助 口腔内吸引、経管栄養、導尿その他の障害児の主治医の指示を受けて看護師が実施する日常生活に関する援助をいう。
- (5) 保育短時間認定 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則(平成27年宇治市規則第19号)第3条第1項第3号に規定する区分に係る同号に規定する保育必要量の認定をいう。
- (6) 保育標準時間認定 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第3条第1項第2号に規定する区分に係る同号に規定する保育必要量の認定をいう。

別表中「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「101,600円」を「104,100円」に、「119,330円」を「122,040円」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に、「49,750円」を「50,970円」に、「57,910円」を「59,230円」に改める。

別記様式第1号中「㊸」を削り、「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に改める。

別記様式第2号中「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に改める。

別記様式第4号中「㊸」を削り、「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に改める。

別記様式第5号中「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に改める。

別記様式第6号中「㊸」を削り、「特別児童扶養手当の支給対象障害児(」を「重度・中度障害児(」に、「特別児童扶養手当の支給対象障害児以外の障害児」を「軽度障害児」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第41号

指定代理納付者の指定の内容の変更について

指定代理納付者の指定の内容を変更したので、宇治市財務規則の一部を改正する規則(令和3年宇治市規則第31号)による改正前の宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)第47条の2の

規定により告示します。

令和4年4月1日

宇治市長 松村 淳子

	指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
変更前	PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー	モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物処理手数料	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
変更後	PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー	モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物処理手数料	令和3年4月1日から令和4年1月3日まで

(揭示済)

宇治市告示第42号

指定納付受託者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物処理手数料に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定年月日

令和4年1月4日

(揭示済)

宇治市告示第43号

令和4年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和4年度の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

宇治市長 松村 淳子

(揭示済)

宇治市告示第48号

令和4年宇治市斎場休場日の変更について

宇治市斎場条例施行規則(昭和59年宇治市規則第10号)第2条第2項の規定により、宇治市斎場の休場日を変更したので、次のとおり告示します。

令和4年4月15日

宇治市長 松村 淳子

令和4年宇治市斎場休場日の指定(令和3年宇治市告示第117号)の告示の表中

「

8月	5日(金)	17日(水)	27日(土)
9月	2日(金)	14日(水)	20日(火)
10月	1日(土)	13日(木)	29日(土)
11月	4日(金)	16日(水)	27日(日)

を

1 2 月	3 日（土）	1 5 日（木）	2 5 日（日）
-------	--------	----------	----------

」
に

8 月	5 日（金）	1 7 日（水）	2 3 日（火）
9 月	2 日（金）	1 4 日（水）	2 0 日（火）
1 0 月	1 日（土）	7 日（金）	1 9 日（水）
1 1 月	4 日（金）	1 6 日（水）	2 2 日（火）
1 2 月	9 日（金）	2 1 日（水）	3 1 日（土）

」

改正します。

宇治市告示第49号

議決予算の公表について

令和4年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年4月15日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度宇治市一般会計予算

令和4年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位 千円）

款	項	金額
1. 市 税		24,125,781
	1. 市 民 税	11,395,567
	2. 固 定 資 産 税	9,727,904
	3. 軽 自 動 車 税	376,215
	4. 市 た ば こ 税	932,542
	5. 鉱 産 税	1
	6. 特 別 土 地 保 有 税	1
	7. 都 市 計 画 税	1,693,551
2. 地 方 譲 与 税		352,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	87,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	244,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	21,000
3. 利 子 割 交 付 金		21,000
	1. 利 子 割 交 付 金	21,000
4. 配 当 割 交 付 金		184,000
	1. 配 当 割 交 付 金	184,000

5.株式等譲渡所得割交付金		244,000
	1.株式等譲渡所得割交付金	244,000
6.法人事業税交付金		286,000
	1.法人事業税交付金	286,000
7.地方消費税交付金		3,734,000
	1.地方消費税交付金	3,734,000
8.ゴルフ場利用税交付金		26,859
	1.ゴルフ場利用税交付金	26,859
9.環境性能割交付金		68,000
	1.環境性能割交付金	68,000
10.国有提供施設等所在市町村助成交付金		69,654
	1.国有提供施設等所在市町村助成交付金	69,654
11.地方特例交付金		186,000
	1.地方特例交付金	186,000
12.地方交付税		8,610,000
	1.地方交付税	8,610,000
13.交通安全対策特別交付金		25,000
	1.交通安全対策特別交付金	25,000
14.分担金及び負担金		198,536
	1.負担金	198,536
15.使用料及び手数料		1,197,749
	1.使用料	1,103,072
	2.手数料	94,677
16.国庫支出金		13,403,200
	1.国庫負担金	11,111,755
	2.国庫補助金	2,238,230
	3.委託金	53,215
17.府支出金		5,746,687
	1.府負担金	3,846,106
	2.府補助金	1,515,160
	3.委託金	385,421
18.財産収入		68,390
	1.財産運用収入	62,250

	2.財 産 売 払 収 入	6,140
19. 寄 付 金		250,000
	1. 寄 付 金	250,000
20. 繰 入 金		773,392
	1. 基 金 繰 入 金	773,392
21. 諸 収 入		2,639,752
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	59,013
	2. 市 預 金 利 子	10,039
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,986,920
	4. 受 託 事 業 収 入	44,672
	5. 雑 入	539,108
22. 市 債		4,620,000
	1. 市 債	4,620,000
歳 入 合 計		66,830,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		467,848
	1. 議 会 費	467,848
2. 総 務 費		8,234,979
	1. 総 務 管 理 費	6,841,151
	2. 徴 税 費	827,921
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	384,508
	4. 選 挙 費	104,650
	5. 統 計 調 査 費	27,235
	6. 監 査 委 員 費	49,514
3. 民 生 費		30,481,539
	1. 社 会 福 祉 費	14,196,794
	2. 児 童 福 祉 費	11,266,499
	3. 生 活 保 護 費	5,011,646
	4. 災 害 救 助 費	6,600
4. 衛 生 費		5,612,559

	1. 保 健 衛 生 費	2,698,298
	2. 清 掃 費	2,914,261
5. 勞 働 費		44,342
	1. 勞 働 諸 費	44,342
6. 農 林 水 産 業 費		348,497
	1. 農 業 費	250,125
	2. 林 業 費	97,066
	3. 水 産 業 費	1,306
7. 商 工 費		2,074,966
	1. 商 工 費	2,074,966
8. 土 木 費		6,119,872
	1. 土 木 管 理 費	589,970
	2. 道 路 橋 梁 費	1,548,744
	3. 河 川 費	389,465
	4. 都 市 計 画 費	2,946,853
	5. 住 宅 費	644,840
9. 消 防 費		2,238,780
	1. 消 防 費	2,238,780
10. 教 育 費		5,295,143
	1. 教 育 総 務 費	1,064,280
	2. 小 学 校 費	1,769,595
	3. 中 学 校 費	640,503
	4. 幼 稚 園 費	802,982
	5. 社 会 教 育 費	1,017,783
11. 災 害 復 旧 費		56,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	50,000
12. 公 債 費		5,246,514
	1. 公 債 費	5,246,514
13. 諸 支 出 金		548,961
	1. 土 地 開 発 基 金 費	3,961
	2. 開 発 公 社 費	545,000
14. 予 備 費		60,000

	1. 予 備 費	60,000
歳 出 合 計		66,830,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
デジタル政策推進支援業務委託事業	自 令和 4年度 至 令和 7年度	45,000
防災気象情報サービス提供業務委託事業	自 令和 4年度 至 令和 7年度	4,500
障害福祉計画策定支援業務委託事業	自 令和 4年度 至 令和 5年度	2,200
高齢者保健福祉計画等策定支援業務委託事業	自 令和 4年度 至 令和 5年度	5,000
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助 (令和4年度融資分)	自 令和 4年度 至 令和 8年度	融資金利子の内1.4%の利率に相当する額。ただし、融資金利子が1.4%を下回る場合はその融資金利子に相当する額（融資実行日から36ヵ月分）
宇治市中小企業低利融資制度に対する利子補給補助（令和4年度緊急融資分）	自 令和 4年度 至 令和 7年度	融資金利子に相当する額（融資実行日から24ヵ月分）
菟道榎島線橋梁耐震化事業（宇治川橋）	自 令和 4年度 至 令和 7年度	600,000
へき地校通学バス運行管理業務委託事業	自 令和 4年度 至 令和 7年度	55,000
学校給食調理委託事業（菟道第二小学校、北榎島小学校、伊勢田小学校、西小倉小学校、大久保小学校、平盛小学校、木幡小学校、御蔵山小学校）	自 令和 4年度 至 令和 7年度	397,100

第 3 表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
情報システム整備事業債	152,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差は額面金額100円につき	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
庁舎整備事業債	119,800			
文化センター整備事業債	33,000			